

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

中国（岡山）厚生年金 事案 2888

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月18日は14万8,000円、同年12月19日は10万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

私がA社に勤務していた時の平成19年12月、20年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間②に係る賞与明細一覧表及び申立人から提出された申立期間③に係る賞与明細書並びに申立期間②及び③に係る預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間②及び③において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記の賞与明細一覧表及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月18日は14万8,000円、同年12月19日は10万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期

間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与明細一覧表により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2889

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

私がA社に勤務していた時の平成18年12月の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びA社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月24日は50万円、18年12月20日は35万6,000円、19年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は35万6,000円、20年7月18日は23万7,000円、22年4月20日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月18日
⑥ 平成22年4月20日

私がA社に勤務していた時の平成16年12月、18年12月、19年7月、同年12月、20年7月及び22年4月の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細書及びA社から提出された申立期間に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月24日は50万円、18年12月20日は35万6,000円、19年7月20日は29万7,000円、同年12月20日は35万6,000円、20年7月18日は23万7,000円及び22年4月20日は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降にあつては、年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月20日は46万3,000円、18年12月20日は40万円、19年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は32万円、20年7月18日は26万4,000円、22年4月20日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年7月18日
⑥ 平成22年4月20日

私は、A社に勤務しているが、同社から支給された平成16年12月、18年12月、19年7月、同年12月、20年7月及び22年4月の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①、②、④及び⑤に係る賞与明細書、A社から提出された申立期間①から⑥まで（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細一覧表及び申立人の取引銀行から提出された流動性預金異動明細表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月20日は46万3,000円、18年12月20日は40万円、19年7月20日は29万4,000円、同年12月20日は32万円、20年7月18日は26万4,000円及び22年4月20日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降にあつては、年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は15万3,000円、20年7月18日は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年7月18日

私がA社に勤務していた時の平成19年12月及び20年7月の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びA社から提出された申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）に係る賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月20日は15万3,000円、20年7月18日は8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2896

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月1日まで
昭和41年12月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動した際の厚生年金保険の加入期間が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社D事業所から提出された申立人の人事記録（履歴書）及び同社C事業所の回答から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務（昭和41年12月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）していたことが確認できる。

また、B社C事業所から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書をみると、申立人の資格喪失年月日が昭和41年11月30日と記載されていたものが、同年12月1日に朱書訂正されていることが確認できるところ、年金事務所は、「申立期間当時の社会保険事務所（当時）における厚生年金保険の適用及び保険給付の事務処理において、事業所や被保険者から提出された届書等への修正や加筆は、朱書きにより行うことが原則であった。」と回答しており、当該朱書訂正は、社会保険事務所が、事務処理時に、申立人のA社C事業所における最終在籍日が同年11月30日であることを確認した上で修正したものと推認される。

一方、A社C事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日は、昭和41年11月30日とされており、社会保険事務所は、上記確認通知書については朱書訂正したものの、当該被保険者原票の記録の訂正を怠っ

たものと推認され、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

中国（山口）国民年金 事案 1461

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和49年6月から54年3月まで

私は、昭和49年6月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をC銀行B支店で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年2月頃に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃に行われた加入手続きにおいて、自身が20歳となった49年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したとみられるが、当該加入手続き時点は第3回特例納付の実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料は特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付が可能であるところ、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無く、申立期間の保険料を納付したとする事情はうかがえない。

また、申立人は、昭和48年3月以降、現在まで継続してA市に居住しており、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿(電算記録)に、申立期間の国民年金保険料の納付は記録されておらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1462

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、農業者年金に加入するとともに、国民年金の付加年金にも加入し、国民年金については定額保険料と一緒に付加保険料を口座振替で納付していたが、申立期間が定額保険料のみの納付記録となっており、付加保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、農業者年金保険料並びに国民年金の定額保険料及び付加保険料を、A金融機関に開設した同じ口座からの自動振替により納付していたと記憶しているところ、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付方法が口座振替であったことを確認できる記載は見当たらない。

また、A金融機関から提出された申立人名義の口座に係る平成 3 年 3 月から 6 年 3 月までの取引履歴表をみると、3 年 12 月は C 口座から、4 年 12 月及び 5 年 12 月は D 口座から、翌年 1 年間分の農業者年金保険料に係る前納相当額が引き出され、摘要欄又は備考欄には「農業者年金」又は「ノウギョウシャネンキンキキン」と付記されていることが確認できる一方、国民年金保険料については、4 年 4 月 30 日に C 口座から 11 万 3,590 円が引き出され、摘要欄に「国民年金」と付記された記載が確認できるのみで、当該金額は平成 4 年度の定額保険料の前納相当額である上、ほかに国民年金の定額保険料及び付加保険料の口座振替等による納付がうかがえる取引履歴は見当たらず、申立人の記憶と相違している。

さらに、申立期間は 72 か月と長期間であり、B市及び社会保険事務所（当時）が国民年金保険料の収納に関する事務処理において、付加保険料の納付記

録のみを連続する6年にわたり誤り続けることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月、16年7月から同年11月までの期間及び18年10月から19年2月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年7月から同年11月まで
③ 平成18年10月から19年2月まで

平成20年春に、社会保険事務所（当時）で、国民年金保険料の未納が無いことを確認したにもかかわらず、未納となっている期間がある。

私は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続きを行い、A金融機関B支店の窓口で毎月納付していた。領収書は所持していないが、納付したのは確かなので、A金融機関に納付の履歴を確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと記憶しているところ、オンライン記録によると、申立期間①に係る被保険者資格の取得及び喪失は平成16年7月に、申立期間③に係る被保険者資格の取得及び喪失は20年4月に、それぞれ資格処理が行われていることから、同処理が行われるまでは両期間は未加入期間であり、両期間の保険料を現年度保険料として納付することはできないなど、申立人の記憶と一致しない状況がみられる。

また、申立人は、申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）の国民年金保険料の納付について、「毎月、3枚綴りのカーボン式の納付書が届くと、すぐに納付していた。」と記憶しているところ、国民年金保険料の納付書は、加入手続き後に当該年度に所属する月の納付書をまとめて送付しており、毎月送付する取扱いではない上に、平成14年度以降の国民年金保険料の納付書は、領収済通知書、領収控及び納付書兼領収証書が横に連なる様式であり、そ

れらが重なった複写式のものではないことから、申立人は、自身が申立期間③と同時期に加入していた政府管掌健康保険の任意継続保険料の納付等の他の納付の記憶と混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進められた時期である上、国が国民年金保険料の直接収納を行っており、保険料の収納に関する記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は極めて少なくなった時期であることを踏まえると、申立人が主張する金融機関の窓口における保険料納付の記録が3つの期間、合計11回（11か月）にわたって誤っているとは考え難い。

なお、申立人が国民年金保険料をその窓口で納付したとする金融機関の支店は、当金融機関の窓口で現金納付された場合の領収控等の保存年限は3年であることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を確認する調査はできない旨を回答している上、同金融機関から提出された申立人名義の口座に係る取引履歴表をみても、申立期間を含む平成15年8月から21年3月までの期間に国民年金保険料を納付したことを特定できるような記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2893

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和27年1月21日から33年10月22日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。退職した時に脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、年金記録では受給したことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のための当該脱退手当金の裁定庁からの記録照会に対し、厚生省保険局年金業務室（当時）が昭和33年12月8日に回答したことを示す「回答済 33.12.8」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の34年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給要件を満たしている申立人を含む36人について確認したところ、27人に脱退手当金の支給記録があり、このうち20人が資格喪失後6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、申立人については、申立期間より前に、脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間については申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別番号で管理されていたことから、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）に

において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、脱退手当金の計算の対象期間となっていないことに不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶は無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から29年1月31日まで

私は、昭和26年8月から29年1月までのうちの6か月程度、A社に勤務したが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより検索したが、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認することができない。

また、B地方法務局に照会したところ、A社の商業登記簿は見当たらないと回答している。

さらに、申立人は、A社の事業主等の名前を記憶していない上、名前を挙げた二人の同僚については、姓名を明確に記憶していないため個人を特定することができず、申立人の同社における勤務状況等について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2895

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 23 日から 47 年 9 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 5 月から平成 6 年まで A 社及び B 社が経営する各店舗等において勤務し、退職時に会社から発行された退職金計算書には勤続年数が 23 年 4 か月と記載されている。異動を繰り返したため、申立期間に勤務していた店舗がどの店舗であったかについては明確な記憶は無いが、厚生年金保険の加入記録が無い期間があることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金計算書、申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）当時の A 社及び B 社の事業主の子（当時は B 社の取締役）の供述等から、申立人が、申立期間において、両社のいずれか又は B 社の前身である C 社が経営する店舗に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社及び B 社における申立期間当時の複数の同僚は、両社における厚生年金保険加入の取扱いについて、「アルバイト、D 職及び入社から 1 年ぐらいまでの社員は厚生年金保険に加入させておらず、社員であっても本人の希望があれば加入させていなかった。」「役職者は厚生年金保険に加入していたが、本人の希望により加入しないこともあった。」等と供述しており、両社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記の同僚のうち一人は、「A 社及び B 社は親子で経営しており、人事関係については一つの会社として扱っていたが、給与計算等の事務について

は、A社は本社一括で、B社は現場ごとに行っていた。ただ、B社は、次々と店舗を開店又は閉店しており、従業員の出入りも多かったため、事務はきっちりとはしていなかった。」と供述している。

さらに、上記の申立期間当時の事業主の子は、「当時の賃金台帳等の関連資料は残っておらず、当時は従業員数が多く、出入りも多かったため、個々の従業員の勤務店舗、厚生年金保険への加入及び保険料の控除等の状況について明確な記憶は無い。」と供述している。

加えて、A社及びB社（同社の前身であるC社を含む。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 12 月 1 日付けでA社（現在は、B社）C事業所から同社D事業所に異動したが、異動後の標準報酬月額が大幅に下がっている。
A社D事業所では地域調整手当も支給されており、標準報酬月額が下がることは考え難いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社及び同社D事業所は、申立期間当時の賃金台帳や社会保険関係の届書等が残っていないと回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間を含む昭和 39 年から 43 年までの 5 年間にA社の他の事業所から同社D事業所に異動した申立人を除く 45 人について、異動前後の標準報酬月額を確認したところ、変動の無かった者は 14 人、上がった者は 11 人、下がった者は 20 人であり、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なっていた事情は見当たらない。

さらに、B社本社から提出された申立期間当時の給与表及び手当額表並びに同社D事業所から提出された申立人の人事記録（履歴書）により、申立人のA社D事業所での被保険者資格取得時の職位等に基づき、固定的な給与額を試算したところ、報酬月額は 2 万 4,290 円（給与額 2 万 3,700 円、暫定手当（地域調整手当）額 590 円）となり、これに相当する標準報酬月額（2 万 4,000 円）は、同社D事業所の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録及びオンライン記録と一致する。

加えて、上記の被保険者名簿を見ても、遡って標準報酬月額の記録が訂正されるなどの形跡は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間の給与明細書を所持しておらず、ほかに申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。